（別添）

個票データ等の貸与等利用規約

文部科学省総合教育政策局

（総則）

第１条 本規約は、全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出に対する文部科学省からの承諾通知を受け、当該申出の対象となる個票データ等の貸与の依頼をすることにした申出者及び当該個票データ等の利用者と個票データ等の貸与を行う文部科学省総合教育政策局（以下「総合教育政策局」という。）の契約（個票データ等貸与に関する契約。以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。

２ 本契約は、文部科学省からの承諾通知を受けた申出者が、個票データ等の貸与の依頼書（以下「依頼書」という。）の提出による依頼に基づき、利用者が本規約を遵守することなどを内容とした個票データ等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を総合教育政策局に提出したときに、成立する。

３ 個票データ等を貸与するために必要な一切の手段については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第54条第２項、当該個票データ等の調査年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン（平成２９年３月）（以下「ガイドライン」という。）、本規約及び依頼書等（全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出書（以下「申出書」という。）、依頼書及びそれぞれに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、総合教育政策局がその責任において定める。

４ 申出者、利用者及び総合教育政策局は、本規約及び依頼書等に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。なお、本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとし、本契約の成立後、ガイドラインが改正された場合は、新たに有効とされたガイドラインに基づくものとする。

５ 本規約に定める依頼、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６ 本契約の履行に関して申出者、利用者及び総合教育政策局で用いる言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

７ 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（個票データ等の貸与及び利用）

第２条 総合教育政策局は、本契約の成立後、本規約及びガイドラインに基づき、申出者に対し、依頼書に記載された個票データ等を貸与する。

２ 総合教育政策局は、やむを得ない事情により、前項に基づく個票データ等の貸与時期が遅延する場合には、申出者に対し、遅滞なく連絡するものとする。なお、申出者は、個票データ等の貸与が遅延した場合、依頼書に記載された個票データ等の利用期間の延長を求めることができ、この場合の延長日数は、総合教育政策局と協議の上決定される。

３ 依頼書に従い、総合教育政策局が貸与する個票データ等は、その情報の選択及び体系的な構成を総合教育政策局が自ら決定するものであり、係る個票データ等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、総合教育政策局が保有し、行使するものとする。

４ 申出者又は利用者は、個票データ等を利用して作成した集計結果について著作権その他いかなる権利も主張しないものとする。

５　申出者に貸与された個票データ等は、申出書に記載された利用者の範囲に限り、本契約に従い、利用することができる。

６ 利用者は、本規約、誓約書、申出書、ガイドラインに従ってこれを利用するものとする。

７ 利用者は、総合教育政策局が利用の停止を含め、貸与した個票データ等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

（保管・管理）

第３条 利用者は、貸与を受けた個票データ等を総合教育政策局に返却するまで、申出書に記載された保管・管理方法又は総合教育政策局により指示を受けた保管・管理方法に基づき適正に保管・管理するものとする。

２ 利用者は、文部科学省による承認がない限り、貸与を受けた個票データ等のオリジナルの１ファイルとは別に、その記憶装置において１を超えたファイルを保存することはできない。なお、個票データ等のオリジナルの１ファイルから別の記憶装置に複写・保存された場合には、当該複写・保存されたファイルも、本契約において貸与を受けた個票データ等として扱われる。

３ 前２項の規定は個票データ等を用いて生成した中間生成物についても同様とする。

（利用の制限）

第４条 利用者（第一号においては、利用者であった者を含む。）は、個票データ等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

一　個票データ等を利用する際は依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと

二　文部科学省が特に認める場合を除き、個票データ等と他の情報を照合しないこと

三 文部科学省が特に認める場合を除き、個票データ等を用いて、特定の学校又は設置管理者を識別することを内容とした研究を行わないこと

四　いかなる場合も、貸与されたデータを用いて特定の個人を識別する分析を行わないこと

五 個票データ等の貸与に関する承諾通知書において、文部科学省が個票データ等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること

六　個票データ等の貸与は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、総合教育政策局の判断として運用を停止し、貸与した個票データ等の利用の停止及び返還を求めることがあり得ること

（作業委託）

第５条　申出者は、申出者が国の行政機関、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、独立行政法人又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第12項に規定する公立大学法人を除く。）（以下「公的機関」という。）であって、外部委託を行う内容及び必要性が学術研究又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究（以下「研究等」という。）の目的に照らして合理的である場合を除き、個票データ等を用いた研究等の全部又は主要な部分を外部に委託してはならない。

２　申出者は、外部委託を行う内容及び必要性が研究等の目的に照らして合理的である場合には、前項で認められた範囲内で、貸与された個票データ等を用いた研究等の全部又は一部を外部に委託することができる。

３　前項の外部委託を行う場合においては、受託者が利用者として、誓約書を総合教育政策局に提出することを条件とし、委託者は当該受託者を充分監督し、作業終了後は速やかに個票データ等及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。

（欠陥及び障害等）

第６条 申出者及び利用者は、個票データ等の記録媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに総合教育政策局に申し出るものとする。

２ 前項において、申出者はデータの受取後14日以内に、総合教育政策局に対して記録媒体の交換を要求できるものとする。その際、申出者は、総合教育政策局に当該データを窓口での直接の受渡し又は書留による郵送により返却し、総合教育政策局は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。

３ 前項の障害が総合教育政策局の帰責事由による場合、申出者からの返却に係る郵送費用及び総合教育政策局からの再送付の費用は総合教育政策局が負担する。ただし、その障害が申出者による媒体の取扱い時に生じた傷など、申出者の帰責事由による場合、当該費用は申出者が負担する。

（依頼書等の変更）

第７条 申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届及び当該箇所を修正した申出書を総合教育政策局に提出するものとする。

一 利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合

二　利用者の姓に変更が生じた場合

三 利用者を除外する場合

四 成果の公表形式を変更する場合（例：公表する学会誌の変更等）

五 利用期間の延長を希望する時点で、公表に係る手続きが進行中（論文出版に係る査読の結果待ちなど）の場合

六 総合教育政策局が行うセキュリティの実地監査等での指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合

七 利用者が、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

八　その他の文部科学省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される場合（利用期間の延長について、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合を含む。）

２ 申出者は、申出書の内容を変更する必要があるとき（前項及び次条第２項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。）は、個票データ等の貸与に関する申出書の記載事項変更を依頼する申出書（以下「記載事項変更依頼申出書」という。）及び当該箇所を修正した申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。

３　前項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、利用者は、申出書の記載事項の内容の変更について文部科学省から承諾の通知がない限り、当該変更に基づく個票データ等の利用をしてはならない。

４　第２項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、申出者及び利用者は、文部科学省より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

（利用期間）

第８条 申出者及び利用者は、文部科学省から通知された個票データ等の貸与に関する承諾通知書に記載された貸与期間を超えない範囲で、依頼書に利用期間を年数又は月数で記載することができ、この期間においてのみ個票データ等を利用できるものとする。なお、この場合の利用期間の起算日は、個票データ等の媒体を直接受渡しする場合は受領書に記載の日、書留による送付を行う場合は送付書に記載の日とする。

２ 前項において、期限を超えて個票データ等を利用する必要が生じた場合は、申出者は、期限内に文部科学省に個票データ等の利用期間の延長依頼申出書及び利用期間の終了日を修正した申出書を提出し、文部科学省の承諾を得て必要な手続きを行うものとする。また、利用期間の延長については、延長理由等を考慮し必要に応じて認めることとする。ただし、利用期間の延長を希望する時点で、公表に係る手続きが進行中（論文出版に係る査読の結果待ちなど）等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合には、所属等変更届に延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載し、総合教育政策局に提出することにより代えることができるものとする。なお、査読の手続き中に当初の申出内容に照らして公表内容に大きな変更を必要とするような大幅な研究の修正が生じる場合には、ガイドライン第９の１（２）により記載事項変更依頼申出書による申出が必要となる。

３ 利用期間を超過した場合（申出者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、総合教育政策局は申出者に対し速やかに当該個票データ等の返却を求めるものとする。

（実地監査等）

第９条 総合教育政策局は、自ら又は適切な第三者を指定して、個票データ等の利用状況及び保管・管理状況について申出者及び利用者に対して実地監査を行うことができ、申出者及び利用者の業務時間内において申出者及び利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

２ 前項の実地監査を行う場合、総合教育政策局は、必要に応じてその職員又は指定した第三者を申出者及び利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、申出者及び利用者は、これに応じるものとする。

３ 総合教育政策局が申出者に個票データ等の利用状況及び保管・管理状況の報告を求めた場合には、申出者は１週間以内に個票データ等の保管・管理状況に関する報告書を提出するものとする。

４ 第１項の監査を行う場合、総合教育政策局は監査を行う旨を必要に応じて事前に申出者に通知するものとする。

（個票データ等の紛失・漏えい等）

第10条 申出者は、個票データ等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに総合教育政策局へその内容及び原因を報告し、総合教育政策局の指示に従うものとする。

２ 前項における紛失の原因が災害、事故その他の申出者の合理的支配を超えた事由である場合において、申出者が再度貸与を希望する場合は、総合教育政策局と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。

（利用者の保証等）

第11条 申出者及び利用者は、依頼書等、個票データ等の保管・管理状況に関する報告書、その他個票データ等の貸与の依頼及び利用に関して文部科学省に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。

２ 申出者及び利用者は、前項記載の文部科学省に対して提出した書類、その他総合教育政策局に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。

３ 申出者及び利用者は、本契約に定める手続きを経ることなく、依頼書等に記載された事項を変更しないことを約する。

（貸与した個票データ等の処理）

第12条 申出者は、依頼書等に基づく利用者による個票データ等の利用終了後（申出書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の個票データ等及び中間生成物を消去し、データ措置報告書を添えて、個票データ等を総合教育政策局へ指定の手続きに従って返却する。

２　申出者は、個票データ等を利用した研究等又は高等教育の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後）、90日以内に利用実績報告書により総合教育政策局へ利用実績を報告する。

３ 利用期間終了前に総合教育政策局が個票データ等の返却を請求したとき（利用者による本契約の違反又は総合教育政策局の判断による個票データ等の貸与の停止の場合を含む。）は、前２項に定める返却の手続きに従わなければならない。

４ 申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育の計画の中止その他の真にやむを得ない事情により研究等又は高等教育の目的の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告するとともに、データ措置報告書を添えて、個票データ等を返却する。

（成果の公表）

第13条 申出者及び利用者は、個票データ等を利用した成果を、総合教育政策局の確認を受けた上で、申出書に記載した予定時期までに公表しなければならない。

２ 前項の公表にあたっては、個別の同意がある場合等、特段の事情がある場合を除き、利用者は公表される成果物によって特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないようにしなければならない。具体的には、ガイドラインの第１２に規定する公表形式の基準によらなければならない。

３ 当該公表に際して、申出者及び利用者は、個票データ等を基に申出者又は利用者が独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、総合教育政策局が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。

４ 第１項において、期間内に公表できない場合は、文部科学省に記載事項変更依頼申出書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、文部科学省が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。

（解除）

第14条 総合教育政策局は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、申出者に対する通知により、本契約を解除することができる。

一 申出者が本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、総合教育政策局が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、総合教育政策局において是正が不可能と判断したとき

二 申出者又は利用者において、個票データ等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると総合教育政策局が判断したとき

三 申出書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと総合教育政策局が判断したとき

四 申出者が総合教育政策局に対し、依頼書等の記載事項の変更の申出を行い、総合教育政策局において、審査の結果、これを不承認としたとき

五 申出者又は利用者による本契約の重大な違反その他の不適正な利用状況により、利用者が個票データ等の利用を行うことが不適切であると総合教育政策局が判断したとき

（契約に違反した場合の措置）

第15条 総合教育政策局は、申出者若しくは利用者が本契約に違反し、又は申出者若しくは利用者に本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、申出者及び利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意する。

一 利用者に対して個票データ等の速やかな返却、中間生成物等の消去を行わせ、以後の利用を中止させること

二 別表の各号の要件に応じて、一定の期間若しくは期間を定めずに個票データ等の貸与の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこととすること又は申出者及び利用者の氏名若しくは所属機関名を公表すること

２ 申出者、利用者又はこれらと関係する者が本契約に違反して個票データ等の利用を行うことにより利益を得た場合には、申出者又は利用者は総合教育政策局の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、総合教育政策局の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付しなければならない。

３ 申出者又は利用者が前項の違約金を総合教育政策局の指定する期間内に支払わないときは、申出者又は利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

４ 前３項において、申出者以外の利用者が違反した場合であっても、申出者において利用者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取り扱うものとする。

（文部科学省の免責等）

第16条 申出者及び利用者は、本契約が締結された場合であっても、個票データ等の抽出方法による技術的な問題、貸与に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申出に係る個票データ等の貸与が遅れ、又は、これを貸与せず、一旦貸与した場合であっても、その返却を求めなければならない場合があることを予め了承し、これらにつき、総合教育政策局は申出者及び利用者に対し何ら責任を負わない。

２ 申出者及び利用者は、個票データ等が全国学力・学習状況調査の調査目的を達成するため調査結果を活用することを目的として作成されているものであり、必ずしも個々の学術研究若しくは施策の企画立案若しくは調査のための調査研究又は高等教育のための利用を考慮に入れたものでないことを了解した上で、全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出又は利用を行うものとする。

３ 総合教育政策局は、個票データ等の蓄積保管に最善の義務を尽くすが、その性質上、内容につき、何らの保証がないものであることを申出者及び利用者は了承し、利用者が個票データ等を利用したことにより、申出者又は利用者が何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、総合教育政策局は申出者及び利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

４ 利用者が個票データ等を用いて作成した資料その他の研究等又は高等教育の成果に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、総合教育政策局は一切の責任を負わないものとする。

５ 利用者の本規約に違反した個票データ等の利用により権利を侵害された第三者から総合教育政策局に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、総合教育政策局は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

（契約終了後の措置）

第17条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

（その他）

第18条 申出者、利用者及び総合教育政策局は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 措置要件 | 措置内容 |
| ①返却期限（利用期間の最終日）までに個票データ等の返却を行わない場合 | イ　返却を行う日までの間及び返却を行った日から返却を遅延した期間に相当する日数の間、個票データ等の貸与を禁止する。  ロ　必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表する。 |
| ②個票データ等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用することなどにより、セキュリティ上の危険に曝した場合 | イ　行為の態様によって、当該認定をした日から、総合教育政策局が定めるまでの間、個票データ等の貸与を禁止する。  ロ　利用者による成果物の公表を禁止する。  ハ　必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表する。 |
| ③個票データ等を紛失・漏えいした場合 | イ　行為の態様によって、当該認定をした日から、総合教育政策局が定めるまでの間、個票データ等の貸与を禁止する。  ロ　利用者による成果物の公表を禁止する。  ハ　必要な場合、申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表する。 |
| ④事前に承諾された利用目的以外の利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む） | イ　行為の態様によって、当該認定をした日から、総合教育政策局が定めるまでの間、個票データ等の貸与を禁止する。  ロ　利用者による成果物の公表を禁止する。  ハ　必要な場合、申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表する。 |
| ⑤その他、本規約に違反した場合又は法令違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合 | イ　行為の態様によって上記①から④に準じた措置を講じる。 |